

## 藤沢市高効率機器設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策として電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するため、市内で所有する建物に高効率照明機器、高効率給湯機器又は高効率空調機器を改修する事業者に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することについて藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象機器 高効率照明機器、高効率給湯機器又は高効率空調機器であつて、次に掲げる要件のいずれも満たすものをいう。
  - ア 市内事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器であるもの
  - イ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす(トプランナー基準達成機器)もの
  - ウ 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)機器単位型(令和6年度補正予算)」において補助対象設備として登録・公表されているもの
  - エ 未使用品であるもの
- (2) 高効率照明機器 調光制御機能を有するLED照明機器をいう。
- (3) 高効率給湯機器 改修前に比して30%以上の省CO<sub>2</sub>効果が得られる給湯機器をいう。
- (4) 高効率空調機器 改修前に比して30%以上の省CO<sub>2</sub>効果が得られる空調機器をいう。
- (5) 補助事業 対象機器の設置をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、対象機器の購入及び改修工事に係る費用(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和6年3月1日環地域事発第2403011号)別表1-4・対象経費に定める工事費、設備費、業務費及び事務費)とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、対象設備を改修するにあたって費用を負担した者のうち、第11条に規定する期日までに、同条に規定する完了届を提出できる者であつて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に事業所として所有する事業者。
- (2) 市税(第7条第1項第7号において提出することを規定する納税証明書に係る法人住民税又は住民税を含む。)に滞納がない者。
- (3) 対象機器の改修を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人に請け負わせること。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費(消費税及び地方消費税額を除く。)の2分の1とし、

次の各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 高効率給湯機器 1,000,000円
- (2) 高効率空調機器 1,000,000円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(制限)

第6条 補助金の交付は、1事業者に対して1年度につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日の属する年度の1月末日（当日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市高効率機器設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器を改修する建物の場所を示す地図
- (2) 対象機器を改修する前の現況の写真
- (3) 対象機器の改修費用の根拠となる書類（見積書等）
- (4) 対象機器の仕様がわかる書類
- (5) 導入する対象機器の一覧表（藤沢市高効率機器設置費補助金交付申請書「6 機器の概要」に全ての機器を記載することができない場合）
- (6) 次に掲げる場合にあつては該当する書類

ア 法人の場合

- (ア) 法人登記簿謄本又は履歴事項証明書（それぞれ3か月以内に発行したもの）
- (イ) 未納の税額が無いことが分かる最新の法人市民税納税証明書

イ 個人事業主の場合

- (ア) 個人事業主であることが確認できる書類（前年の確定申告等の写し等）
- (イ) 未納の税額が無いことが分かる最新の住民税納税証明書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市高効率機器設置費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市高効率機器設置費補助事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市高効率機器設置費補助事業計画変更・中止承認等通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

（事業の完了）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日の属する年度の2月15日（当日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市高効率機器設置費補助事業完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 対象機器の改修費に係る申請者宛の領収書の写し
- (2) 領収書の写しに機器の導入に係る経費の内訳が明記されていない場合は、機器の導入に係る経費の内訳書類
- (3) 設置した対象機器の保証書
- (4) 対象機器の改修状況が確認できる写真
- (5) 機器の更新内容が確認できる図面等（機器表、機器平面図等）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

（補助金の支払）

第12条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市高効率機器設置費補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

（取得財産の管理及び処分等）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産の設置の日から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する法定耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

3 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 法令又は条例に違反して対象機器を設置したとき。
- (7) 前条第2項に掲げる年以内に処分等を行ったとき。年以内に処分等を行ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市高効率機器設置費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは藤沢市高効率機器設置費補助金返還命令書（第10号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（備付帳簿）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後から第13条第2項に掲げる期間は保管整備しておかなければならない。

（調査）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象機器の設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、施工現場等において調査することができる。

（協力）

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 高効率機器改修に関するアンケート調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。